

共同漁業権

第1 共同漁業権の内容となる事項

(その1)

1 公示番号

京共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字田井の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び京共基1号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基1号 京都府、福井県境界

京共基2号 舞鶴市字田井、字成生境界

(北緯35度34分19.3秒、東経135度27分59.1秒)

ア 北緯35度34分27.0秒、東経135度27分13.6秒

イ 北緯35度34分19.3秒、東経135度27分59.1秒

ウ 北緯35度35分00.7秒、東経135度28分17.7秒

エ 北緯35度36分36.2秒、東経135度28分09.1秒

オ 北緯35度36分16.9秒、東経135度28分13.6秒

カ 北緯35度37分49.1秒、東経135度28分08.9秒

キ 北緯35度37分52.7秒、東経135度29分36.8秒

ク 北緯35度36分26.3秒、東経135度30分40.9秒

ケ 北緯35度34分04.4秒、東経135度30分30.8秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	わかめ漁業	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	

	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	えごのり漁業	2月1日から10月31日まで
	いぎす漁業	5月1日から8月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそやお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそわかごなわ漁業	
	いそおもんどり漁業	1月1日から8月31日まで
	かわはぎのせ網漁業	7月1日から11月30日まで

3 関係地区

舞鶴市字田井

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第1号）

5 条件

なし

(その2)

1 公示番号
京共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字成生の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び京共基6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基2号 舞鶴市字田井、字成生境界

(北緯35度34分19.3秒、東経135度27分59.1秒)

京共基6号 舞鶴市字成生、字野原境界

(北緯35度36分13.3秒、東経135度28分45.7秒)

ア 北緯35度34分27.0秒、東経135度27分13.6秒

イ 北緯35度35分39.4秒、東経135度28分41.0秒

ウ 北緯35度35分00.7秒、東経135度28分17.7秒

エ 北緯35度36分36.2秒、東経135度28分09.1秒

オ 北緯35度36分16.9秒、東経135度28分13.6秒

カ 北緯35度37分49.1秒、東経135度28分08.9秒

キ 北緯35度37分45.5秒、東経135度28分41.0秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	わかめ漁業	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
えごのり漁業	2月1日から10月31日まで	
いぎす漁業	4月1日から8月31日まで	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	

	いそうおもんどり漁業	1月1日から8月31日まで
	かわはぎのせ網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区
舞鶴市字成生

4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第2号）

5 条件
なし

(その3)

1 公示番号
京共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字野原の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基8号、ア、イ、ウ及び京共基6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基6号 舞鶴市字成生、字野原境界

(北緯35度36分13.3秒、東経135度28分45.7秒)

京共基8号 舞鶴市字野原、字小橋境界

(北緯35度34分12.0秒、東経135度25分46.6秒)

ア 北緯35度35分43.4秒、東経135度25分36.8秒

イ 北緯35度35分23.2秒、東経135度25分51.8秒

ウ 北緯35度37分45.5秒、東経135度28分41.0秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	わかめ漁業	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
あらめ漁業	1月1日から12月31日まで	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	あなご筒漁業	
	かわはぎのせ網漁業	

3 関係地区
舞鶴市字野原

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第3号）

5 条件

なし

(その4)

1 公示番号
京共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字小橋の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基10号、ア、イ、ウ及び京共基8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基8号 舞鶴市字野原、字小橋境界

(北緯35度34分12.0秒、東経135度25分46.6秒)

京共基10号 舞鶴市字小橋、字三浜境界

(北緯35度34分37.4秒、東経135度24分56.2秒)

ア 北緯35度34分49.4秒、東経135度24分46.0秒

イ 北緯35度34分16.0秒、東経135度24分37.0秒

ウ 北緯35度35分43.4秒、東経135度25分36.8秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	しゃこ漁業	
	わかめ漁業	1月1日から7月31日まで
	もずく漁業	月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業	2月1日から8月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
	むかでのり漁業	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	あなご筒漁業	
	かわはぎのせ網漁業	

第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
---------	----------	----------------

- 3 関係地区
舞鶴市字小橋
- 4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第4号）
- 5 条件
なし

(その5)

1 公示番号
京共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字三浜の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基13号、ア、イ、ウ、エ及び京共基10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基10号 舞鶴市字小橋、字三浜境界

(北緯35度34分37.4秒、東経135度24分56.2秒)

京共基13号 舞鶴市字三浜、字瀬崎境界

(北緯35度33分54.4秒、東経135度21分22.7秒)

ア 北緯35度33分20.3秒、東経135度21分58.9秒

イ 北緯35度34分14.9秒、東経135度23分40.1秒

ウ 北緯35度34分07.0秒、東経135度24分40.1秒

エ 北緯35度34分49.4秒、東経135度24分46.0秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	しゃこ漁業	
	わかめ漁業	1月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業	2月1日から8月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
	むかでのり漁業	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	あなご筒漁業	
	かわはぎのせ網漁業	

第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
---------	----------	----------------

- 3 関係地区
舞鶴市字三浜
- 4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第5号）
- 5 条件
なし

(その6)

1 公示番号
京共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字小橋の地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 15.9 秒、東経 135 度 24 分 35.7 秒

イ 北緯 35 度 35 分 46.3 秒、東経 135 度 23 分 11.3 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 54.2 秒、東経 135 度 23 分 15.6 秒

エ 北緯 35 度 35 分 59.0 秒、東経 135 度 23 分 20.9 秒

オ 北緯 35 度 35 分 35.7 秒、東経 135 度 24 分 52.6 秒

カ 北緯 35 度 34 分 19.8 秒、東経 135 度 24 分 43.8 秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	しゃこ漁業	
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業	2月1日から8月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
	むかでのり漁業	1月1日から12月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	あなご筒漁業	
	かわはぎのせ網漁業	

3 関係地区

舞鶴市字小橋、字三浜

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第6号）

5 条件

なし

(その7)

1 公示番号
京共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字野原、字小橋、字三浜(冠島)の地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 07.5 秒、東経 135 度 26 分 46.0 秒

イ 北緯 35 度 40 分 21.7 秒、東経 135 度 24 分 47.9 秒

ウ 北緯 35 度 43 分 18.6 秒、東経 135 度 26 分 53.3 秒

エ 北緯 35 度 43 分 03.4 秒、東経 135 度 27 分 51.9 秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	わかめ漁業	1月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
	むかでのり漁業	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	かわはぎのせ網漁業	

3 関係地区

舞鶴市字野原、字小橋、字三浜

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第7号）

5 条件

なし

(その8)

1 公示番号
京共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字瀬崎、字西神崎及び字東神崎の地先並びに舞鶴湾

(2) 漁場の区域

次の京共基13号、ア、イ、ウ、エ、オ、補助点F及び京共基23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ及びニの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点K、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ及びマの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ及びワの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、あ、い、う、え、お、か、き、く、け、こ、さ及びカの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、し、す、せ及びその各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにた、ち、つ、て、と、な、に、ぬ、ね及びのの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

京共基13号 舞鶴市字三浜、字瀬崎、字三浜境界

(北緯35度33分54.4秒、東経135度21分22.7秒)

京共基23号 舞鶴市字西神崎浜頭

(北緯35度31分53.7秒、東経135度17分29.5秒)

補助点F 北緯35度31分54.2秒、東経135度17分27.4秒

ア 北緯35度33分20.3秒、東経135度21分58.9秒

イ 北緯35度33分31.7秒、東経135度20分12.9秒

ウ 北緯35度33分45.5秒、東経135度20分41.8秒

エ 北緯35度32分05.0秒、東経135度20分34.1秒

オ 北緯35度32分11.2秒、東経135度18分58.5秒

基点G 舞鶴市字喜多第4埠頭東北端

カ Gから真方位351度45分880メートルの点

キ Gから真方位4度45分348メートルの点

ク Gから真方位306度45分410メートルの点

基点H 舞鶴市字赤野黒田橋南東基部

ケ Hから真方位193度15分976メートルの点

コ Hから真方位200度15分980メートルの点

サ Hから真方位269度45分110メートルの点

基点I 舞鶴市字大君小字砥石崎大君貯木場防波堤南東端

基点J 舞鶴市字大君小字砥石崎大君貯木場防波堤北東端

シ Iから真方位183度15分5メートルの点

ス Jから真方位278度15分9メートルの点

セ Jから真方位329度45分13メートルの点

- ソ I から IJ 見通線を基線として 42 度 30 分の線と J から JI 見通線を基線として 263 度 45 分の線との交点
- タ I から IJ 見通線を基線として 93 度 15 分の線と J から JI 見通線を基線として 316 度 00 分の線との交点
- チ I から IJ 見通線を基線として 93 度 15 分の線と J から JI 見通線を基線として 315 度 00 分の線との交点
- ツ I から IJ 見通線を基線として 118 度 15 分の線と J から JI 見通線を基線として 326 度 15 分の線との交点
- テ I から IJ 見通線を基線として 136 度 15 分の線と J から JI 見通線を基線として 334 度 45 分の線との交点
- ト I から IJ 見通線を基線として 143 度 30 分の線と J から JI 見通線を基線として 339 度 30 分の線との交点
- ナ J から真方位 176 度 10 分 234 メートルの点
- ニ J から真方位 180 度 10 分 222 メートルの点
- 基点 K 舞鶴市字松陰第 2 埠頭第 3 号岸壁南端から岸壁沿い北方 185 メートルの点
- 基点 L 舞鶴市字北田辺第 1 埠頭西北端
- 基点 M 舞鶴市字下安久漁港埠頭西北端から岸壁沿い東方 10 メートルの点
- ヌ K から真方位 263 度 15 分 9 メートルの点
- ネ K から真方位 344 度 00 分 75 メートルの点
- ノ L から LM 見通線を基線として 281 度 15 分の線と M から ML 見通線を基線として 50 度 45 分の線との交点
- ハ L から LM 見通線を基線として 295 度 00 分の線と M から ML 見通線を基線として 36 度 00 分の線との交点
- ヒ L から LM 見通線を基線として 264 度 00 分の線と M から ML 見通線を基線として 12 度 45 分の線との交点
- フ L から LM 見通線を基線として 246 度 10 分の線と M から ML 見通線を基線として 12 度 30 分の線との交点
- ヘ L から真方位 234 度 30 分 80 メートルの点
- ホ L から真方位 163 度 15 分 182 メートルの点
- マ L から真方位 167 度 15 分 187 メートルの点
- 基点 N 舞鶴市字浜前島東北端
- 基点 O 舞鶴市字浜旧京都府漁連荷さばき所建物西北端
- ミ N から真方位 150 度 45 分 20 メートルの点
- ム N から真方位 98 度 45 分 50 メートルの点
- メ N から真方位 70 度 30 分 46 メートルの点
- モ N から真方位 55 度 00 分 12 メートルの点
- ヤ N から真方位 5 度 45 分 27 メートルの点
- ユ N から NO 見通線を基線として 248 度 15 分の線と O から ON 見通線を基線として 15 度 00 分の線との交点
- ヨ N から NO 見通線を基線として 281 度 45 分の線と O から ON 見通線を基線として 32 度 00 分の線との交点
- ラ N から NO 見通線を基線として 322 度 30 分の線と O から ON 見通線を基線として 24 度 30 分の線との交点
- リ N から NO 見通線を基線として 321 度 30 分の線と O から ON 見通線を基線として 28 度 00 分の線との交点
- ル N から NO 見通線を基線として 352 度 00 分の線と O から ON 見通線を基線として

- 14度00分の線との交点
- レ NからN0見通線を基線として349度15分の線と0からON見通線を基線として22度00分の線との交点
- ロ NからN0見通線を基線として358度00分の線と0からON見通線を基線として6度40分の線との交点
- ワ NからN0見通線を基線として33度30分の線と0からON見通線を基線として332度00分の線との交点
- 基点P 舞鶴市字喜多所在の4等三角点喜多
- 基点Q 舞鶴市字松陰第3埠頭北東端
- 基点K 舞鶴市字松陰第2埠頭西側
- あ Pから真方位84度15分364メートルの点
- い PからPQ見通線を基線として310度00分の線とQからQP見通線を基線として15度15分の線との交点
- う PからPQ見通線を基線として310度30分の線とQからQP見通線を基線として18度00分の線との交点
- え PからPQ見通線を基線として309度15分の線とQからQP見通線を基線として18度15分の線との交点
- お PからPQ見通線を基線として309度30分の線とQからQP見通線を基線として19度45分の線との交点
- か PからPQ見通線を基線として333度30分の線とQからQP見通線を基線として14度45分の線との交点
- き PからPQ見通線を基線として350度30分の線とQからQP見通線を基線として7度47分の線との交点
- く PからPQ見通線を基線として0度45分の線とQからQP見通線を基線として359度00分の線との交点
- け PからPQ見通線を基線として359度00分の線とQからQP見通線を基線として1度15分の線との交点
- こ PからPQ見通線を基線として5度45分の線とQからQP見通線を基線として348度45分の線との交点
- さ Qから真方位318度45分456メートルの点
- し Qから真方位109度45分223メートルの点
- す QからKQ見通線を基線として79度55分の線とKからKQ見通線を基線として313度15分の線との交点
- せ QからKQ見通線を基線として51度10分の線とKからKQ見通線を基線として314度00分の線との交点
- そ Kから真方位163度30分187メートルの点
- 基点R 舞鶴市字佐波賀所在の4等三角点はな
- 基点S 舞鶴市字大波下所在の3等三角点袋谷
- た Rから真方位112度00分1,301メートルの点
- ち RからRS見通線を基線として12度45分の線とSからSR見通線を基線として348度30分の線との交点
- つ RからRS見通線を基線として13度15分の線とSからSR見通線を基線として347度00分の線との交点
- て RからRS見通線を基線として13度45分の線とSからSR見通線を基線として348度30分の線との交点
- と RからRS見通線を基線として15度30分の線とSからSR見通線を基線として

349 度 30 分の線との交点
 な R から RS 見通線を基線として 2 度 30 分の線と S から SR 見通線を基線として
 358 度 30 分の線との交点
 に R から RS 見通線を基線として 1 度 45 分の線と S から SR 見通線を基線として
 358 度 30 分の線との交点
 ん R から RS 見通線を基線として 0 度 30 分の線と S から SR 見通線を基線として
 359 度 30 分の線との交点
 ね S から真方位 255 度 00 分 1,038 メートルの点
 の S から真方位 254 度 45 分 1,003 メートルの点基点 G

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	はまぐり漁業	
	とりがい漁業	
	あさりがい漁業	
	おおのがい漁業	
	あかがい漁業	
	あかにしがい漁業	
第一種共同漁業	いたやがい漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	しゃこ漁業	
	餌虫漁業	
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	ほんだわら漁業	2月1日から8月31日まで
	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業
いそうお刺網漁業		
いそうおかごなわ漁業		
いそうおもんどり漁業		
あなご筒漁業		
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
	くろだい飼付漁業	

3 関係地区

舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く。)

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第8号）

5 条件

なし

(その9)

1 公示番号
京共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字西神崎、字油江、字蒲江、字和江の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基23号とアを結んだ線、アと由良川の中央線を通りウに至る線、ウと京共基25号を結んだ線、京共基24号とイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基23号 舞鶴市字西神崎浜頭

(北緯35度31分53.7秒、東経135度17分29.5秒)

京共基24号 舞鶴市字蒲江小字太田1の2番地1号

(北緯35度29分47.8秒、東経135度17分00.7秒)

京共基25号 舞鶴市字和江、宮津市字石浦境界

(北緯35度29分24.7秒、東経135度17分59.1秒)

ア 北緯35度31分56.2秒、東経135度17分19.2秒

イ 北緯35度29分46.6秒、東経135度17分43.3秒

ウ 北緯35度29分24.4秒、東経135度17分05.0秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業 しじみがい漁業	1月1日から12月31日まで
第二種共同漁業	いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 うなぎ筒漁業 いさざ落し網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

舞鶴市字西神崎、字油江、字蒲江、字和江

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第9号）

5 条件

なし

(その10)

1 公示番号
京共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津市字石浦、字由良の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基74号とアを結んだ線、アと由良川の中央線を通りイに至る線、イと京共基25号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基25号 舞鶴市字和江、宮津市字石浦境界

(北緯35度29分24.7秒、東経135度17分59.1秒)

京共基74号 宮津市字由良浜頭1462の2北東角

(北緯35度31分58.8秒、東経135度17分08.9秒)

ア 北緯35度31分56.2秒、東経135度17分19.2秒

イ 北緯35度29分24.4秒、東経135度17分05.0秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業 しじみがい漁業	1月1日から12月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 うなぎ筒漁業 いさざ落し網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

宮津市字石浦、字由良

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第10号）

5 条件

なし

(その 11)

1 公示番号

京共第 11 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津市字由良、字脇、字小寺、字上司、字中津、字小田宿野、字島陰、字田井の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 74 号、補助点 F、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び京共基 28 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点 H、キ、ク及び基点 I の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点 J、ケ、コ、サ、シ及び基点 K の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

京共基 28 号 宮津市字田井小字黒崎

(北緯 35 度 36 分 58.9 秒、東経 135 度 15 分 13.0 秒)

京共基 74 号 宮津市字由良浜頭 1462 の 2 北東角

(北緯 35 度 31 分 58.8 秒、東経 135 度 17 分 08.9 秒)

補助点 F 北緯 35 度 31 分 54.2 秒、東経 135 度 17 分 27.4 秒

ア 北緯 35 度 32 分 11.1 秒、東経 135 度 18 分 58.5 秒

イ 北緯 35 度 33 分 31.4 秒、東経 135 度 16 分 24.5 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 00.8 秒、東経 135 度 17 分 30.2 秒

エ 北緯 35 度 34 分 33.7 秒、東経 135 度 17 分 07.6 秒

オ 北緯 35 度 36 分 22.5 秒、東経 135 度 16 分 40.3 秒

カ 北緯 35 度 36 分 24.8 秒、東経 135 度 15 分 49.2 秒

基点 H 宮津市字小田宿野 1001 番地に設置した標柱(宮津市字小田宿野小字木下機崎三角点から真方位 9 度 36 分 38 秒 368.104 メートルの点)

基点 I 宮津市字小田宿野 1029 番地の 2 に設置した標柱(宮津市字小田宿野小字木下機崎三角点から真方位 15 度 50 分 27 秒 231.751 メートルの点)

キ H から真方位 269 度 16 分 40 メートルの点

ク I から真方位 269 度 16 分 40 メートルの点

基点 J 宮津市字小田宿野小字城山 1725 番地機崎に設置した標柱(宮津市字小田宿野小字木下機崎三角点から真方位 155 度 04 分 34 秒 425.450 メートルの点)

基点 K 宮津市字小田宿野小字ツナギ山 816 番地の 1 に設置した標柱(宮津市字小田宿野小字木下機崎三角点から真方位 100 度 42 分 39 秒 1,077.179 メートルの点)

ケ J から真方位 141 度 00 分 300 メートルの点

コ K から真方位 204 度 13 分 474 メートルの点

サ K から真方位 208 度 11 分 144 メートルの点

シ K から真方位 168 度 09 分 110 メートルの点キ

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

	かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 はまぐり漁業 とりがい漁業 あさりがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業	
	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業	2月1日から8月31日まで
	えごのり漁業	5月1日から8月31日まで
	いぎす漁業	
	あかもく漁業	1月1日から3月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 雑魚のせ網漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

宮津市字石浦、字由良、字脇、字中村、字小寺、字上司、字銀丘、字中津、字小田宿野、字島陰、字田井

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第11号）

5 条件

なし

(その 12)

1 公示番号
京共第 12 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津湾

(2) 漁場の区域

次の京共基 28 号と京共基 36 号を結んだ線、京共基 29 号と京共基 30 号を結んだ線、京共基 31 号と京共基 100 号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点宮津 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ及び基点宮津 3 を順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

京共基 28 号 宮津市字田井小字黒崎

(北緯 35 度 36 分 58.9 秒、東経 135 度 15 分 13.0 秒)

京共基 29 号 宮津市字文珠、字万年境界

(北緯 35 度 33 分 01.8 秒、東経 135 度 11 分 15.7 秒)

京共基 30 号 宮津市字文珠小天橋東南端

(北緯 35 度 33 分 05.4 秒、東経 135 度 11 分 17.6 秒)

京共基 31 号 宮津市字文珠小天橋地藏尊

(北緯 35 度 34 分 30.5 秒、東経 135 度 11 分 10.4 秒)

京共基 36 号 宮津市字日置、字里波見境界

(北緯 35 度 37 分 02.5 秒、東経 135 度 14 分 16.3 秒)

京共基 100 号 宮津市字文珠大天橋

(北緯 35 度 34 分 31.32 秒、東経 135 度 11 分 11.94 秒)

基点宮津 1 北緯 35 度 35 分 00.8 秒、東経 135 度 13 分 40.6 秒

ア 基点宮津 1 から真方位 156 度 32 分 269 メートルの点

イ 基点宮津 1 から真方位 181 度 44 分 300 メートルの点

ウ 基点宮津 1 から真方位 180 度 45 分 230 メートルの点

エ 基点宮津 1 から真方位 257 度 37 分 86 メートルの点

オ 基点宮津 1 から真方位 281 度 21 分 75 メートルの点

基点宮津 2 北緯 35 度 32 分 24.6 秒、東経 135 度 11 分 32.9 秒

カ 基点宮津 2 から真方位 294 度 45 分 13 メートルの点

キ 基点宮津 2 から真方位 26 度 36 分 27 メートルの点

ク 基点宮津 2 から真方位 98 度 51 分 120 メートルの点

ケ 基点宮津 2 から真方位 92 度 33 分 125 メートルの点

コ 基点宮津 2 から真方位 95 度 34 分 153 メートルの点

サ 基点宮津 2 から真方位 101 度 21 分 151 メートルの点

シ 基点宮津 2 から真方位 105 度 28 分 299 メートルの点

ス 基点宮津 2 から真方位 108 度 53 分 309 メートルの点カ

基点宮津 3 北緯 35 度 32 分 51.4 秒、東経 135 度 11 分 13.2 秒

セ 基点宮津 3 から真方位 134 度 35 分 417 メートルの点

- ソ 基点宮津3から真方位 131 度 07 分 366 メートルの点
 タ 基点宮津3から真方位 128 度 19 分 323 メートルの点
 チ 基点宮津3から真方位 125 度 11 分 264 メートルの点
 ツ 基点宮津3から真方位 122 度 15 分 201 メートルの点
 テ 基点宮津3から真方位 121 度 18 分 168 メートルの点
 ト 基点宮津3から真方位 118 度 05 分 130 メートルの点
 ナ 基点宮津3から真方位 117 度 00 分 69 メートルの点
 ニ 基点宮津3から真方位 109 度 52 分 27 メートルの点

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	はまぐり漁業	
	とりがい漁業	
	あさりがい漁業	
	あかがい漁業	
	みるくい漁業	
	あこやがい漁業	
	あかにしがい漁業	
	いたやがい漁業	
たいらぎ漁業		
なまこ漁業		
たこ漁業		
うに漁業		
	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	えごのり漁業	5月1日から8月31日まで
	いぎす漁業	
	あかもく漁業	1月1日から3月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	いそうおもんどり漁業	
	あなご筒漁業	
	雑魚のせ網漁業	
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚船びき網漁業	

	くろだい飼付漁業	6月1日から11月30日まで
	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

宮津市字田井、字矢原、字獅子、字獅子崎、字波路、字鶴賀、字漁師、字魚屋、字宮村、字万年、字池ノ谷、字川向、字杉末、字文珠、字須津、字江尻、字日置

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第12号）

5 条件

なし

(その13)

1 公示番号
京共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津市字文珠の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基32号と京共基33号を結んだ線、京共基29号と京共基30号を結んだ線、京共基31号と京共基100号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基29号 宮津市字文珠、字万年境界

(北緯35度33分01.8秒、東経135度11分15.7秒)

京共基30号 宮津市字文珠小天橋東南端

(北緯35度33分05.4秒、東経135度11分17.6秒)

京共基31号 宮津市字文珠小天橋地藏尊

(北緯35度34分30.5秒、東経135度11分10.4秒)

京共基32号 宮津市字文珠間潮鼻

(北緯35度34分37.1秒、東経135度11分07.3秒)

京共基33号 宮津市字文珠大天橋明神鼻

(北緯35度34分44.7秒、東経135度11分12.5秒)

京共基100号 宮津市字文珠大天橋

(北緯35度34分31.3秒、東経135度11分11.9秒)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	かき漁業 はまぐり漁業 あさりがい漁業 おおのがい漁業 みるくい漁業 しらがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

宮津市字漁師、字文珠、字溝尻

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第13号）

5 条件

なし

(その 14)

1 公示番号
京共第 14 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置
与謝海

(2) 漁場の区域

次の京共基 32 号と京共基 33 号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし、京共基 34 号と京共基 35 号を結んだ線と同線以南の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

京共基 32 号 宮津市字文珠間潮鼻

(北緯 35 度 34 分 37.1 秒、東経 135 度 11 分 07.3 秒)

京共基 33 号 宮津市字文珠大天橋明神鼻

(北緯 35 度 34 分 44.7 秒、東経 135 度 11 分 12.5 秒)

京共基 34 号 宮津市字須津小字霞が口 2509 番地

(北緯 35 度 33 分 26.6 秒、東経 135 度 10 分 47.8 秒)

京共基 35 号 与謝郡与謝野町字岩滝小字野田野田川右岸

(北緯 35 度 34 分 34.3 秒、東経 135 度 9 分 23.7 秒)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	かき漁業 はまぐり漁業 あさりがい漁業 おおのがい漁業 みるくい漁業 しらがい漁業 なまこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
第五種共同漁業	いわし漁業 かれい漁業 ひらめ漁業 あじ漁業 ひいらぎ漁業 ぼら漁業 くろだい漁業 くろそい漁業 たなご漁業 しまいさき漁業 すずき漁業 こち漁業 このしろ漁業 うなぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	さより漁業	4 月 1 日から 11 月 30 日まで

	かに漁業 えび漁業 とらふぐ漁業 めばる漁業 めだい漁業 きす漁業	1月1日から12月31日まで
--	--	----------------

3 関係地区
宮津市字溝尻

4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第14号）

5 条件
なし

(その 15)

1 公示番号
京共第 15 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津市字里波見、字長江、字岩ヶ鼻、字大島の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 36 号、ア、イ、ウ及び京共基 38 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 36 号 宮津市字日置、字里波見境界

(北緯 35 度 37 分 02.5 秒、東経 135 度 14 分 16.3 秒)

京共基 38 号 宮津市、与謝郡伊根町境界

ア 北緯 35 度 37 分 36.2 秒、東経 135 度 15 分 39.7 秒

イ 北緯 35 度 37 分 20.7 秒、東経 135 度 15 分 25.5 秒

ウ 北緯 35 度 39 分 06.4 秒、東経 135 度 16 分 13.7 秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	わかめ漁業	2 月 1 日から 7 月 31 日まで
	もずく漁業	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
	てんぐさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	えごのり漁業 いぎす漁業	5 月 1 日から 8 月 31 日まで
	あかもく漁業	1 月 1 日から 3 月 31 日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 あなご筒漁業 雑魚のせ網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業 雑魚船びき網漁業 つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- 3 関係地区
宮津市字里波見、字長江、字岩ヶ鼻、字大島
- 4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第 15 号）
- 5 条件
なし

(その16)

1 公示番号
京共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基38号、ア、イ、ウ、エ及び京共基41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基38号 宮津市、与謝郡伊根町境界

京共基41号 与謝郡伊根町字亀島小字割栗(二つ岩)

(北緯35度41分34.0秒、東経135度18分02.7秒)

ア 北緯35度39分06.4秒、東経135度16分13.7秒

イ 北緯35度39分54.6秒、東経135度18分56.5秒

ウ 北緯35度40分31.6秒、東経135度19分52.1秒

エ 北緯35度41分37.8秒、東経135度19分42.3秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	にないがい漁業		
	とりがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで
	のり漁業		9月1日から翌年4月30日まで
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで		
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで		
いぎす漁業			
ひじき漁業	1月1日から12月31日まで		
あかもく漁業	11月1日から翌年3月31日まで		
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
	いそうお刺網漁業		
	えび・かに刺網漁業		
	いそうおかごなわ漁業		
	いそうおもんどり漁業		
	あなご筒漁業		

第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
---------	--------	----------------

- 3 関係地区
与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島
- 4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第16号）
- 5 条件
なし

(その 17)

1 公示番号
京共第 17 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字大原、字新井、字泊、字津母の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 41 号、ア、イ、ウ及び京共基 43 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 41 号 与謝郡伊根町字亀島小字割栗(二つ岩)

(北緯 35 度 41 分 34.0 秒、東経 135 度 18 分 02.7 秒)

京共基 43 号 与謝郡伊根町字津母、字野室境界

(北緯 35 度 43 分 22.6 秒、東経 135 度 17 分 20.2 秒)

ア 北緯 35 度 41 分 37.8 秒、東経 135 度 19 分 42.3 秒

イ 北緯 35 度 42 分 54.0 秒、東経 135 度 19 分 04.4 秒

ウ 北緯 35 度 44 分 31.1 秒、東経 135 度 18 分 58.8 秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
第一種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
	あらめ漁業	2月1日から8月31日まで	
	えごのり漁業	5月1日から8月31日まで	
	いぎす漁業		
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで	
	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

与謝郡伊根町字新井、字泊、字津母

- 4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第 17 号）

- 5 条件
なし

(その 18)

1 公示番号
京共第 18 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字本庄浜、字野室の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 43 号、ア、イ、ウ及び京共基 45 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 43 号 与謝郡伊根町字津母、字野室境界

(北緯 35 度 43 分 22.6 秒、東経 135 度 17 分 20.2 秒)

京共基 45 号 与謝郡伊根町字本庄浜、字蒲入境界

(北緯 35 度 45 分 37.8 秒、東経 135 度 16 分 47.1 秒)

ア 北緯 35 度 44 分 31.1 秒、東経 135 度 18 分 58.8 秒

イ 北緯 35 度 45 分 00.4 秒、東経 135 度 17 分 50.6 秒

ウ 北緯 35 度 45 分 04.1 秒、東経 135 度 16 分 10.4 秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
第二種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
	あらめ漁業	2月1日から8月31日まで	
	えごのり漁業	5月1日から8月31日まで	
	いぎす漁業		
	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで	
	いそうお刺網漁業	1月1日から12月31日まで	
いそうおかごなわ漁業			
いそうおもんどり漁業			
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	

3 関係地区

与謝郡伊根町字本庄浜、字野室

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第18号）

5 条件

なし

(その19)

1 公示番号
京共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基45号、ア、イ、ウ及び京共基47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基45号 与謝郡伊根町字本庄浜、字蒲入境界

(北緯35度45分37.8秒、東経135度16分47.1秒)

京共基47号 与謝郡伊根町字蒲入小字釜屋

(北緯35度46分08.6秒、東経135度14分59.9秒)

ア 北緯35度45分04.1秒、東経135度16分10.4秒

イ 北緯35度46分57.1秒、東経135度16分40.1秒

ウ 北緯35度47分46.5秒、東経135度14分13.1秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで
	のり漁業		9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業		2月1日から8月31日まで
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで		
第二種共同漁業	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで	
	ひじき漁業		
	あかもく漁業		
	雑魚小型定置漁業		
	いそうお刺網漁業		
	いそうおかごなわ漁業		
	いそうおもんどり漁業		

3 関係地区

与謝郡伊根町字蒲入

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 19 号）

5 条件

なし

(その 20)

1 公示番号
京共第 20 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入の地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 46 分 28.8 秒、東経 135 度 16 分 43.2 秒

イ 北緯 35 度 47 分 03.9 秒、東経 135 度 16 分 18.0 秒

ウ 北緯 35 度 46 分 17.4 秒、東経 135 度 17 分 18.0 秒

エ 北緯 35 度 46 分 48.0 秒、東経 135 度 17 分 30.0 秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第三種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

3 関係地区

与謝郡伊根町字蒲入

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 20 号）

5 条件

なし

(その 21)

1 公示番号
京共第 21 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 48 号、ア、イ及び京共基 47 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 47 号 与謝郡伊根町字蒲入小字釜屋

(北緯 35 度 46 分 08.6 秒、東経 135 度 14 分 59.9 秒)

京共基 48 号 京丹後市丹後町袖志小字下清水

(北緯 35 度 46 分 15.00 秒、東経 135 度 14 分 53.5 秒)

ア 北緯 35 度 47 分 52.4 秒、東経 135 度 14 分 06.5 秒

イ 北緯 35 度 47 分 46.5 秒、東経 135 度 14 分 13.1 秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	わかめ漁業	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで	
第二種共同漁業	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	
	あかもく漁業	
	あおのり漁業	
	はばのり漁業	
第二種共同漁業	いそうお刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうおかごなわ漁業	
	いそうおもんどり漁業	

3 関係地区

与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 21 号）

5 条件

なし

(その 22)

1 公示番号
京共第 22 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市丹後町の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 48 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び京共基 57 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 48 号 京丹後市丹後町袖志小字下清水

(北緯 35 度 46 分 15.0 秒、東経 135 度 14 分 53.5 秒)

京共基 57 号 京丹後市丹後町、京丹後市網野町境界

(北緯 35 度 43 分 05.9 秒、東経 135 度 04 分 08.3 秒)

ア 北緯 35 度 47 分 52.4 秒、東経 135 度 14 分 06.5 秒

イ 北緯 35 度 47 分 24.0 秒、東経 135 度 13 分 18.4 秒

ウ 北緯 35 度 47 分 17.7 秒、東経 135 度 13 分 57.4 秒

エ 北緯 35 度 47 分 35.9 秒、東経 135 度 12 分 08.7 秒

オ 北緯 35 度 47 分 31.4 秒、東経 135 度 11 分 51.0 秒

カ 北緯 35 度 46 分 40.7 秒、東経 135 度 08 分 51.7 秒

キ 北緯 35 度 46 分 01.8 秒、東経 135 度 08 分 57.9 秒

ク 北緯 35 度 46 分 34.8 秒、東経 135 度 07 分 17.7 秒

ケ 北緯 35 度 45 分 18.6 秒、東経 135 度 06 分 49.4 秒

コ 北緯 35 度 45 分 10.7 秒、東経 135 度 05 分 55.7 秒

サ 北緯 35 度 45 分 47.3 秒、東経 135 度 04 分 33.2 秒

シ 北緯 35 度 44 分 42.0 秒、東経 135 度 03 分 50.5 秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで		
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで		
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで		
ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで		

	ひじき漁業 あかもく漁業 あおのり漁業 はばのり漁業	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	3月1日から11月30日まで

3 関係地区

京丹後市丹後町袖志、尾和、中浜、久僧、上野、平、此代、筆石、竹野、間人

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第22号）

5 条件

なし

(その 23)

1 公示番号
京共第 23 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市網野町の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 57 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び京共基 64 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 57 号 京丹後市丹後町、京丹後市網野町境界

(北緯 35 度 43 分 05.9 秒、東経 135 度 04 分 08.3 秒)

京共基 58 号 京丹後市網野町掛津前浜岩頂点

京共基 59 号 京丹後市網野町万畳鼻突角岩石

京共基 60 号 京丹後市網野町千石頂上

京共基 61 号 京丹後市網野町穴崎突角岩石

京共基 62 号 京丹後市網野町浜詰シイタリ島頂点

京共基 63 号 京丹後市網野町浜詰小泊鼻突角岩

京共基 64 号 京丹後市網野町、京丹後市久美浜町境界地先の鶴ヶ島東端

(北緯 35 度 39 分 21.3 秒、東経 134 度 57 分 59.6 秒)

ア 北緯 35 度 44 分 42.0 秒、東経 135 度 03 分 50.5 秒

イ 北緯 35 度 43 分 37.2 秒、東経 135 度 02 分 19.6 秒

ウ 北緯 35 度 43 分 37.9 秒、東経 135 度 02 分 46.9 秒

エ 北緯 35 度 42 分 23.3 秒、東経 135 度 01 分 22.3 秒

オ 北緯 35 度 42 分 09.4 秒、東経 134 度 59 分 47.8 秒

カ 北緯 35 度 41 分 24.4 秒、東経 134 度 58 分 00.0 秒

キ 北緯 35 度 40 分 23.0 秒、東経 134 度 57 分 02.3 秒

ク 北緯 35 度 40 分 55.2 秒、東経 134 度 57 分 36.3 秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	わかめ漁業	3月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで

	あらめ漁業 ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	きす・うしのした刺網漁業	4月1日から10月31日まで
	いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	3月1日から11月30日まで

3 関係地区

京丹後市網野町三津、掛津、島津、網野、浅茂川、下岡、小浜、高橋、磯、塩江、浜詰、木津

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第23号）

5 条件

なし

(その 24)

1 公示番号
京共第 24 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市久美浜町の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 64 号、ア、イ、ウ、エ、オ、京共基 72 号及び京共基 102 号の各点を順次に結んだ線、京共基 102 号から京共基 101 号に至る最大高潮時海岸線、京共基 101 号と京共基 67 号を結んだ線並びに京共基 67 号から京共基 64 号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 64 号 京丹後市網野町、京丹後市久美浜町境界地先の鶴ヶ島東端

(北緯 35 度 39 分 21.3 秒、東経 134 度 57 分 59.6 秒)

京共基 67 号 京丹後市久美浜町湊宮水戸口突角

(北緯 35 度 38 分 54.8 秒、東経 134 度 54 分 03.7 秒)

京共基 72 号 京都府、兵庫県境界地先の平岩中央

(北緯 35 度 40 分 30.5 秒、東経 134 度 52 分 04.2 秒)

京共基 101 号 京丹後市久美浜町大向水戸口突端

(北緯 35 度 39 分 53.2 秒、東経 134 度 54 分 57.8 秒)

京共基 102 号 京都府、兵庫県境界

ア 北緯 35 度 40 分 55.2 秒、東経 134 度 57 分 36.3 秒

イ 北緯 35 度 40 分 36.9 秒、東経 134 度 56 分 41.9 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 36.9 秒、東経 134 度 54 分 02.1 秒

エ 北緯 35 度 40 分 14.7 秒、東経 134 度 53 分 05.7 秒

オ 北緯 35 度 40 分 18.8 秒、東経 134 度 52 分 57.7 秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	わかめ漁業	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
あらめ漁業	1月1日から12月31日まで	
えごのり漁業	5月1日から9月30日まで	

	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
	つのまた漁業	4月1日から7月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 あなご筒漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	3月1日から11月30日まで

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第24号）

5 条件

なし

(その 25)

1 公示番号
京共第 25 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市久美浜町の地先

(2) 漁場の区域

次のアを中心として半径 200 メートルの線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 41.7 秒、東経 134 度 55 分 30.9 秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	さざえ漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	わかめ漁業	3 月 1 日から 7 月 31 日まで
	あらめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ほんだわら漁業	

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 25 号）

5 条件

なし

(その 26)

1 公示番号
京共第 26 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市久美浜町の地先

(2) 漁場の区域

次のアを中心として半径 300 メートルの線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 41 分 33.5 秒、東経 134 度 53 分 12.4 秒

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	わかめ漁業	3月1日から7月31日まで
	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほんだわら漁業	

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 26 号）

5 条件

なし

(その 27)

1 公示番号
京共第 27 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

久美浜湾

(2) 漁場の区域

次の京共基 68 号と京共基 69 号を結んだ線と同線以南の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 68 号 京丹後市久美浜町大向ヒデ 1589 番地の久美浜街道第 1 曲角標杭
(北緯 35 度 39 分 32.3 秒、東経 134 度 54 分 56.8 秒)

京共基 69 号 京丹後市久美浜町湊宮石垣角

(北緯 35 度 39 分 32.7 秒、東経 134 度 54 分 01.5 秒)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	かき漁業 にないがい漁業 はまぐり漁業 とりがい漁業 おおのがい漁業 しじみがい漁業 あかがい漁業 いたやがい漁業 たいらぎ漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	もずく漁業	5 月 1 日から 12 月 31 日まで
	おごのり漁業	7 月 1 日から 8 月 31 日まで
第五種共同漁業	いわし漁業 かれい漁業 ひらめ漁業 あじ漁業 ひいらぎ漁業 ぼら漁業 くろだい漁業 くろそい漁業 しまいさき漁業 すずき漁業 はぜ漁業 こち漁業 このしろ漁業 うなぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

	さより漁業 かに漁業 えび漁業 さば漁業 さっぱ漁業 いしだい漁業 いしもち漁業 かわはぎ漁業 あいご漁業 ぶり漁業 いか漁業 きす漁業 あかえい漁業	
--	---	--

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 27 号）

5 条件

なし

第2 存続期間

令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

第3 免許予定日

令和6年1月1日